

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所廃棄物埋設施設
平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 検査担当職員	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	5
4. 特記事項	5

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

平成30年3月12日(月)

(2) 検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 足立 謹聰

原子力保安検査官 赤澤 敬一

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、管理状況の聴取、記録確認、埋設保全区域の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 内部監査の実施状況
- ② 廃棄物取扱主任者の職務
- ③ その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「内部監査の実施状況」、「廃棄物取扱主任者の職務」及び「その他必要な事項」を検査項目として検査を実施した。

「内部監査の実施状況」については、保安に係る品質マネジメントシステムが効果的に維持されているかを明確にする上で重要な活動であることから、内部監査の仕組みが構築されていること、構築された仕組みに基づき、前年度の評価等を踏まえた監査プログラムが策定されていること、被監査部門から独立した監査チームが編成されていること、監査の職(監査チームリーダー)は監査プログラム等に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)原子力科学研究所(以下「原科研」という。)廃棄物埋設施設の平成29年度内部監査の監査計画を策定していること、監査の結果を確認するとともに個々の監査結果に対し原科研埋設施設が対応していることを手順書、関連する記録及び関係者への聴取により確認した。

「廃棄物取扱主任者の職務」については、廃棄物取扱い主任者及び同代行者の資格要件を含む選解任の実施状況、主任者不在時の代行者への引き継ぎ状況、廃棄物取扱主任者の業務の独立性が保たれていること及び保安規定に規定される廃棄物取扱主任者の職務の実施状況について保安規定通りに実施されていることを、関連手順書、記録類及び関係者への聴取により確認した。

「その他必要な事項」としては、平成29年度第2回保安検査で事業者が改定作業中としていた、記録の修正要領の上級規則との不整合に関する改訂及び文書番号の付与方法のルール化について確認し、手順書の改定が終了していること、保安規定の条項と関連する2次文書の紐付けに一部空白部分があったことは、保安規定変更申請に当該部分を

なくす保安規定変更申請を行っていることを、申請文書及び関係者への聴取により確認した。

以上のことから今回の保安検査を総括すると、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

① 内部監査の実施状況

内部監査は、保安に係る品質マネジメントシステムが効果的に維持されているかを明確にする上で重要な活動であることから、平成29年度内部監査の実施状況について、仕組み、計画、実施、評価及び改善について検査した。

内部監査の仕組みについては、廃棄物埋施設品質保証計画書に基づき策定された、原子力安全監査実施要領及び原子力安全監査実施手順に細部が定められていることを、手順書及び関係者への聴取により確認した。

監査リーダー及び監査員が自らの業務を監査しないことについては、原科研廃棄物埋施設に対する内部監査が、機構本部法務監査部の要員で構成され、被監査部門から独立した監査部門の要員で実施していることを平成29年5月23日に統括監査の職により承認された「監査チームの構成(平成29年度原子力安全監査)」及び関係者への聴取により確認した。過去5年間に遡っても同様に機構本部法務監査部の要員が監査を実施していることを、資料及び関係者への聴取により確認した。

また、平成29年度の内部監査が、以下のとおり手順書に基づき実施されたことを関連文書、記録及び関係者への聴取により確認した。

ア 年度の監査活動に係る基本工程及び基準及び対象を示す監査プログラムの策定については、前年度のマネジメントレビューに基づく機構内共通の改善必要事項等を元に「平成29年度の監査プログラムにおける考慮事項」をまとめ、それを元に「監査プログラム(平成29年度原子力安全監査)」を作成し、平成29年5月23日に理事長承認を受け、同日原科研廃棄物埋施設を含む被監査部門に業務連絡書により通知していること。

イ 監査チームの構成については、前述により、被監査部門の業務に対し独立した監査チームを構成していること。

ウ 監査の職は、原科研埋施設と事前の調整会議で入手した情報に基づき「監査計画(平成29年度 原子力安全監査)」を策定し、平成29年度7月21日に統括監査の職の承認を得て、同日業務連絡書により被監査部門に通知したること。

エ 監査の職は、「監査計画(平成29年度 原子力安全監査)」に基づき、原科研廃棄物埋施設の監査を平成29年8月21日、22日に実施し、監査結果として意見に該当するものが6件という所見メモを作成し、所見メモを元に原科研廃棄物埋施設とのやり取りを実施し、平成29年8月28日に終了会議を実施したること。

オ 監査の職は、不適合該当なし、意見該当6件、内1件は「放置すると将来不適合になる可能性があるもの(1ヶ月以内の対応処置を求めるもの)」を内容とした「監査報告書(平成29年度 原子力安全監査)」を作成し、平成29年9月21日に統括監査の職の確認を得て、平成29年9月28日に業務連絡書により原科研廃棄物埋施設に通知を行ったこと、また、供覧書により理事長への報告を

実施し、平成29年10月4日に理事長の供覧を得て、同年10月10日供覧を終了したこと、さらに、6件の監査結果について、個々の監査結果の内容が問題ないこと。

カ 原科研埋施設は、監査報告書(平成29年度 原子力安全監査)を受けて、「放置すると将来不適合になる可能性があるもの」については、平成29年10月24日に手順書の改定を決裁し、10月26日に業務連絡書で統括監査の職に報告していること。

キ 原科研廃棄物埋施設は、監査結果の残り5件の意見に対し、それぞれに対応方針を決定し、30年度の計画への反映等が必要で一部方針のみのものを含め対応を実施中であることを、また、5件の意見毎に内部コミュニケーション活動の記録等によりその対応状況について。

以上のことから、今回の保安検査で確認した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

②廃棄物取扱主任者の職務

廃棄物取扱主任者の職務及びその実施状況について、関連規定及び記録等により検査した。

廃棄物取扱主任者及びその代行者の選解任の実施状況については、過去5年間のそれぞれの選解任の状況について、辞令により確認するとともに、それぞれの選任を受けたものが、資格要件を満たしていることを免状により確認した。

廃棄物取扱主任者不在時の代行の実施については、基本的に廃棄物取扱主任者が出張することがなく、業務の実施に代行者が必要な場面が無いこと、代行者とは同じ課内で業務を行っているため常に必要な情報等を共有しており、廃棄物取扱主任者不在時の代行業務の実施について、連絡の不備等を含め、抜けがない体制が構築されていることを廃棄物取扱主任者より聴取した。

廃棄物取扱主任者及び代行者が、保安規定第6条に定める職務を兼務してはならないことについては、両名が業務を兼務することのないようにしていることを埋施設関係者(原科研)一覧表及び関係者への聴取により確認した。

また、保安規定第12条に規定されている廃棄物取扱主任者の職務の実施状況について、以下のとおり対応されていることを関連文書、記録及び関係者への聴取により確認した。

ア 廃棄物埋施設の保全に関し、理事長及び原研究所長に対しての意見の具申については、原子炉施設等安全審査委員会規則において、原研究所長への廃棄物取扱主任者の意見具申を行う様式が定まっており、意見具申が行えるようにはなっているが、実績はないこと、また、理事長への意見具申については、保安規定第12条に意見具申が定められ、第13条で理事長はそれを尊重することとなっているが、実績としてはないこと。

イ 廃棄物埋施設の保全に関し、必要な助言、勧告又は指示については、職務上助言、勧告又は指示ができるが、実績としてはないこと。

ウ 法令に基づく報告の確認については、法令報告事象は現在まで発生していないため、実績は無いが、法に基づく記録の報告として、原子力規制庁に対する放射線管理等報告について、廃棄物取扱主任者が合議を行っていること。

エ 業務報告の記載内容の確認、報告については、保全状況報告書(平成29年第3四

- 半期)により、廃棄物取扱主任者の確認及び報告がなされていること。
- オ 法令に基づき行われる保安規定の遵守状況の検査等への立会いについては、保安検査及び保安巡視の一部に立会を実施していること。
 - カ 異常及び事故故障原因の調査並びに事故故障報告等の作成への参画については、廃棄物埋設施設管理要領に規定されている「異常時措置記録票(廃棄物埋設施設)」に異常時の通報先と、記録作成時の確認欄が設けられているが、事故故障等の実績はないこと。
 - キ 原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証審査会への出席については、原子炉施設等安全審査委員会規則及び品質保証審査会規則に廃棄物取扱主任者の出席が規定され、実際に出席していること。
 - ク 原研所長及び部長が定める規則、通達等の作成への参画については、規則、通達等の制改訂時、廃棄物埋設施設管理要領に規定されている、内部コミュニケーションにより関係者で協議した上で改訂案等を原子炉施設等安全審査委員会等に付議することとなっており、規則に関する内部コミュニケーションは廃棄物取扱主任者が参画していること、規則の改正については原子炉施設等安全審査委員会の中で廃棄物取扱主任者の同意を得ることになっており、同意していること。
 - ケ 定期的な評価の実施計画策定への参画については、原研は平成27年12月～平成28年9月に実施しており、その後廃棄物埋設施設が保全段階に移行したことにより保安規定が変更になったため、その変更に対して、定期評価が要求事項を満足しているかの確認を平成29年7月に実施し、それに対して廃棄物取扱主任者が、品質保証委員会、原子炉施設等安全審査委員会に出席し、審議に参加する等により参画していること。
 - コ その他保安の監督を行うために必要な職務の遂行については、埋設地の巡視点検への同行を定期的の実施していること、また、教育訓練等の実施状況の確認を行っていること。

第13条に規定される、職員等の廃棄物取扱主任者の指示、勧告、意見具申等に対する尊重については、実績がないことを関係者への聴取により確認した。

さらに、第12条の業務の実施に関連して、第4条(規則及び通達の制定、改定及び廃止)、第7条(委員会の設置)、第9条(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)、第22条(異常を認めた場合の措置)、第25条(業務報告)、第26条(事故故障等の報告)、第28条(定期的な評価の実施計画)、第29条(評価結果の報告)、第30条(評価結果の反映)に規定される廃棄物取扱主任者が実施すべき職務については、第12条(廃棄物取扱主任者の職務)の確認の中で、記録及び関係者への聴取により確認した。

以上のことから、今回の保安検査で確認した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

③その他必要な事項

第2回保安検査において自ら改善するとした事項について、その改善状況を確認した。

記録の修正要領が上級規則と不整合な部分が存在したことに係る手順書の改訂については、上級規則との修正要領の違い及び原研内での他の施設の記録の修正要領との整合を取りながら平成29年12月20日に文書及び記録の管理要領(埋設施設)を改訂

したことを手順書及び関係者への聴取により確認した。

文書番号の付与方法が手順書に規定がなくルール化されていなかったことについては、平成29年12月20日に文書及び記録の管理要領(埋設施設)に新たに番号付与のルールを追加する改訂をしたことを手順書及び関係者への聴取により確認した。

保安規定第14条関連別表第4に保安規定の条文と2次文書との紐付けが無い条項があることについては、平成30年1月17日の保安規定の変更申請において、紐付けの無い条項に対し2次文書との紐付けを行う保安規定の変更申請を実施していることを、申請書及び関係者への聴取により確認した。

以上のことから、平成29年度第2回保安検査において自ら改善するとした事項は改善がほぼ完了していることを確認した。

(3)違反事項(監視すべき事項を除く。)

なし

4. 特記事項

なし

検査期間中の日程表（平成29年度 第4回）

月 日	3月12日(月)
午前	<ul style="list-style-type: none">● 初回会議● 埋設保全区域の巡視● 施設の管理状況の聴取● 記録確認○ その他必要な事項
午後	<ul style="list-style-type: none">○ 内部監査の実施状況○ 廃棄物取扱主任者の職務● チーム会議● 最終会議

注記)○:基本検査項目 ◎:重点方針に基づく検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等